

## 残された課題-----WTO の輸出国偏重

畠山 襄 Noboru Hatakeyama

(一財) 国際貿易投資研究所 理事長

日本の TPP 交渉参加が認められ、アジアの貿易大国として漸く「一人前」の扱いを受けるようになった、と言われることが昨今多い。例えば米国では、このところシェールガスを含む LNG 輸出を認可制の下に置き、TPP 交渉に参加している国には自動的にその認可が与えられるという。日本も TPP 交渉への参加が決まったので米国の LNG 輸出認可が自動的に与えられるとして喜ぶ向きも多い。確かに日本は天然ガスの世界最大の輸入国でありながら価格面などで差別を受けてきた。我が国のエネルギー自給率が極度に低い点につけ込まれたとも言えよう。それだけに、その供給者として米国という強力な競争者が現れたこと自体は大いに歓迎すべき事実だ。

しかし、一般論だが、そもそも輸出規制は原則的に WTO 違反である。それを、① 特定の産品が輸出国にとって不可欠、② 輸出規制は一時的に実施、③ その品目の危機的な不足、という条件を充たす時に限り例外的に規制が認められているものだ (GATT 第 11 条第 2 項 (a))。米政府が実施している LNG 輸出認可制は LNG の輸出制限に他ならない。

それでは、その米国の LNG 輸出認可制は、WTO の輸出制限実施条件を充たしているだろうか？ LNG は米国経済にとって不可欠な物資であることは疑いを入れない。したがって「不可欠性」

---

の要件は充足している。然しこの認可制は期限を設定していないので「一時的」の要件は満たしていない。しかも最近、周知のごとく、米国ではシェールガスが次々に発見されて LNG が「危機的な不足」な状況とは正反対だ。他方、米国及び EU は中国のボーキサイト輸出規制を GATT 第 11 条他の WTO 規定に違反するとして WTO に提訴し、同上級審が中国の敗訴と決定を下した。米欧日が提訴し、年内に結論が出ると言われる中国のレアメタル輸出規制も同じ結論になるだろう。米国の LNG 輸出規制措置も、WTO へ提訴者がいれば、ボーキサイトやレアメタルと同じ道をたどるに違いない。このように WTO 違反になりそうな米国の措置を免れたからと言って貿易大国日本がただただ喜んでいるわけにもいくまい。

GATT 第 11 条等に規定する輸出規制に関しては、上述の個別ケースもさることながら、そもそも WTO が輸出規制を容認していること自体に基本的な問題がある。しかも、輸入規制の方は、特に今世紀に入って、TPP、RCEP、米 EUFTA など FTA を中心とした規制撤廃への動きが急速に進展しつつある。これに対して輸出面の規制撤廃の動きは乏しく取り残され気味だ。ことの性格から言って輸出の方が輸入より自由というのが自然だ。これに対し、WTO は第 11 条で堂々と輸出制限を容認する場合があることを明確に述べている。これは例えば自然災害による凶作のリスクを全面的に輸入国側に転嫁することを WTO が容認するものであって適正な規定ではない。この規定は輸出国国民の利益を輸入国のそれの上に置くものだからだ。A 国が年 100 の農産物を生産し、60 を国内販売、40 を輸出していたと仮定しよう。そして例えば昨年が凶作でその農産物の総生産量が 70 に減ったとする。このため A 国は輸出を 10 に削減し、国内販売 60 を維持した。この措置

は現行 WTO では法的には認められている。これに対し NAFTA はその 315 条で輸出は減らしてもよいが、過去 3 年間の平均輸出比率の確保を義務づけている。A 国の凶作による供給不足を A 国の貿易相手国とで適正に分担しようという試みだ。例えば TPP においてもこのような規定の導入を検討すべきであろう。これに対して、条約でいくら輸出規制を制限しようとしても、実際にその品目の供給不足が生ずればその国の政治家は、条約に何と書いてあると輸出規制を行うからその様な条約は無意味だ、という意見もある。しかし、凶作の場合に A 国が合法的に上述のような措置を実施出来るのか、そうでないのかは、政治家の決断にあたって大きな要素であるべきであろう。